



# るもい労働衛生通信

## [vol.6]



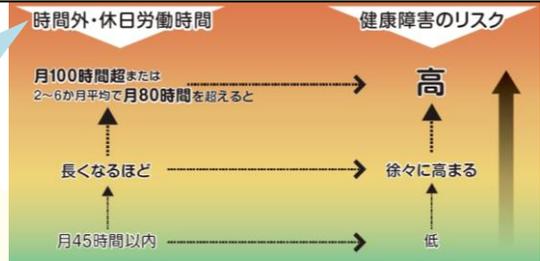
留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

## 過重労働による健康障害防止対策

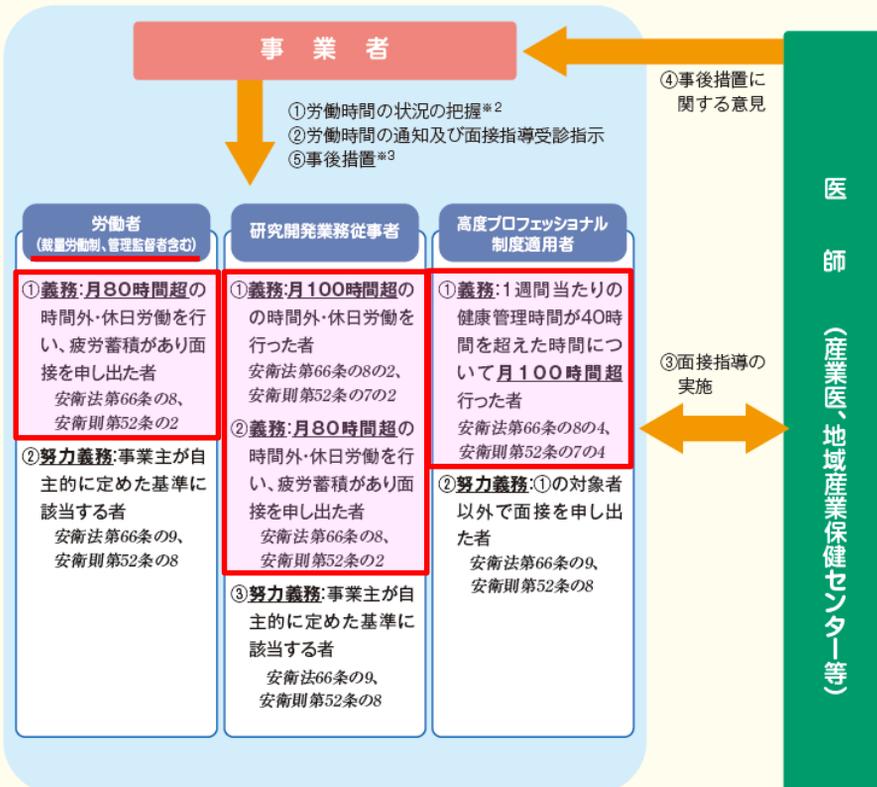
過重労働による健康障害の防止のためには、時間外・休日労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等のほか、事業場における**健康管理体制の整備**、**健康診断の実施**等の労働者の健康管理に係る措置の徹底が重要です。また、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、**医師による面接指導等を実施し**、適切な事後措置を講じることが必要です。

ここでの「時間外・休日労働時間」とは、**休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間**を指します。



### 面接指導等の実施

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働<sup>\*1</sup>をしている労働者に対して、事業者は医師による面接指導を行う。



時間外・休日労働時間が2~6か月平均で月80時間を超えると、**過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が80時間を超える**ことを指します。

厚生労働省リーフレット「過重労働による健康障害を防ぐために」から引用



※1 休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその労働。  
※2 高度プロフェッショナル制度適用者は健康管理時間の把握。  
※3 事業者は、面接指導の結果を踏まえて、就業場所の変更、作業の転換等の必要な事後措置を行う。

# 石綿障害予防規則の改正について

## 【レベル3建材の取扱い】

解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、令和2年7月に石綿障害予防規則（石綿則）が改正されました。

事業者をはじめとする関係者の皆様へ、規制内容を複数回に分けて、不定期に解説します。

### レベル3建材のみを含む解体・改修工事時の措置の概要

- 特別教育と作業主任者
- 作業計画
- 「湿潤化、手ばらし」の原則
- 呼吸用保護具、作業衣または保護衣の着用
- 飲食、喫煙の禁止
- 使用した器具等の付着物の除去  
(石綿粉じんの作業場外への持ち出し禁止)

**レベル3建材の例**

- ・石綿含有成形板等  
スレートボード  
窯業系サイディング  
押出成形セメント板  
けい酸カルシウム板第1種  
せっこうボード  
ビニル床タイル etc.
- ・石綿含有仕上塗材

主な措置を列挙したものであり、これ以外にも措置が必要な場合があります。詳しくは法令を確認してください。

↑石綿総合情報ポータルサイト内リーフレット「石綿障害予防規則に基づく解体・改修作業時のポイント(作業員向け)」から引用

### レベル3建材に必要な措置



←環境省ホームページ内「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」から引用



### 事業者が行うべきこと

- 建築物の解体工事・改修工事で取り扱うレベル3建材の種類及び採用する工法を確認すること
- 建材の種類・工法に応じた石綿飛散及びばく露防止対策を講じること
- 保護具着用及び湿潤化は原則必要(不要は限定的)

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去		切断等による除去		切断等による除去		切断等による除去	
	ない除去	による除去	ない除去	による除去	(電動工具を使用しない)	(電動工具を用いて除去)	(電動工具を用いて除去)	(電動工具を用いて除去)
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種		石綿含有仕上塗材			
	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生(負圧不要)等	湿潤化	作業場を隔離養生等		
					(例)高圧水流(除去)	(例)高圧水流(除去)	(例)高圧水流(除去)	(例)高圧水流(除去)
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	-	-	-	隔離養生(負圧不要)	-	-	隔離養生(負圧不要)	(同等の措置の要件を満たす場合)
湿潤化	- <sup>1)</sup>	常時要	- <sup>1)</sup>	常時要	常時要	常時要	常時要	(同等の措置の要件を満たす場合)
(飛沫防止等の養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	-	-
(床防水養生)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
(汚染水処理)	-	-	-	-	○ <sup>2)</sup>	-	-	-
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り出し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。  
1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。  
2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課 (TEL: 0164-42-0463)までお問い合わせください。